

平成25年度消費生活審議会

〔開催概要〕

- 1 開催日時 平成25年12月2日(月) 13:30~15:00
- 2 開催場所 あこや会館201会議室
- 3 出席者
委員:小笠原奈菜、コーエンズ久美子、設楽はつみ、峯田典明、向田敏、山口歌子、大友廣和、
佐々木勝敏、棚井裕一、小林絹井、高橋壽子、丸森典子、和田敏 以上13名
事務局:小島くらし安心課長 他

〔次第〕

- 1 開会
- 2 挨拶
- 3 議事
 - (1) 山形県消費者教育推進計画(案)について
 - (2) 山形県消費者教育推進計画策定のスケジュール
 - (3) その他
- 4 閉会

〔議事録〕

- 3 議事
 - (1) 山形県消費者教育推進計画(案)について

—事務局説明—

(委員)

現時点で消費生活センター(以下、センター)が設置されていない市町村において、今後センターが設置される見込みはあるか。

(事務局)

センターの設置要件である「専門の相談員の配置」「週4日以上開設」「P I O-N E T設置」を市町村の方でクリアしたとしても、センターを掲げるかどうかは市町村の判断となる。また、消費生活に限定しない専門相談として、弁護士相談を充実している市町村もある。

(委員)

P12で「社会的課題の解決に貢献する消費者を育成する」とあるが、地球環境のような問題も含めて消費者教育を推進していくということでのいいか。

(事務局)

消費者が環境に配慮した消費生活をするといったことを含めて消費者教育を行っていく。

(委員)

具体的には、出前講座でどのような内容を考えているのか。

(事務局)

不正な事業者からは商品を購入しない、環境に優しい商品を買う、過剰な包装を避ける、といった具体的な行動を説明していくことになるだろう。

(委員)

「消費者市民社会」のイメージがまだついてない。啓発するときに一般県民に理解してもらえるかどうか疑問である。犯罪など具体的なもの4～5つほどに絞って説明した方がよいのでは。

(事務局)

この計画ではフレーム作りをしたものであり、具体的な取組みは今後検討していくことになる。消費者庁でも消費者委員会などで検討している最中である。簡単な言葉でないと県民にとって理解しにくいだろうから、中身について検討していきたい。

(委員)

P7に高齢者の相談割合が増加しており、本県は3世代同居率が全国で最も高いとあるが、全国的にみて本県は高齢者からの相談割合が低いのか。一人暮らしの高齢者や、夫婦で暮らしている高齢者の相談割合が多いのかどうか把握しているか。

(事務局)

そこまでのデータは把握していない。

(委員)

可能かどうかは分からないが、高齢者の被害が多いのであれば、啓発にあたって高齢者を一律に考えるのではなく、一人暮らしや二人暮らしなどに分けた啓発活動を考えていくべきである。調べられるものならお願いしたい。

(事務局)

電話で相談を受ける際、できるだけ年齢や職業は聞いているが、家族構成に踏み込んで聞くのはなかなか難しい。相談の聞き取り方の面で考えていきたい。

(委員)

P6の県政アンケートの結果について、今回は「どこにも相談しなかった」と回答した人が24.1%であったようだが、平成23年度のアンケートではかなり多かったと記憶している。何%だったか。

(事務局)

平成23年度では25.5%だった。よって、平成23年度から25年度にかけて1.4ポイント減ったことになる。

(委員)

年代別の回答によって、どの年代に効果的にアピールしていきべきか把握できると思われるが。

(事務局)

県政アンケートの詳細結果についてはまだ公表されていないため、公表されてから年代別に分析していきたい。

(委員)

出前講座についての記載が多いが、誰が啓発活動を行うのか、疑問である。サポーターにやってもらうのか、センターがやるのか。教員の研修会とあるが誰が講師になるのか教えてもらいたい。

(事務局)

基本的には消費生活相談員、消費生活啓発員、行政職員などのセンター職員が担うことが多くなると考えている。サポーターの方にも場合によってはお願いしていく。

(委員)

消費生活相談員 34 名でそのようなことができるのか、疑問が残る。センターで相談を受け付けながら、計画にあるような啓発を行っていくとすると大変だ。

(事務局)

今回の計画ではあくまでもフレームであり、どのような場所でどのような人を対象に啓発できるか、拾いだしてみた、というのが現状である。今回の計画は3ヵ年計画であるが、26～27年度の2年間は、周知活動を行い、要望があったところまでできるだけ行くことを考えている。

全ての項目で何十回も講座を行うというのは不可能だろうから、行けるところから行くというスタンスである。

(議長)

県内で、消費者教育を担っていく消費者団体がどのくらいあるのか、といったことも今後調査し、連携し巻き込んでやっていかないと、センターの職員だけではなかなか難しいと考えるが、今後どうするのか。

(事務局)

P14の1(1)に「消費者団体のもつノウハウや知識を消費者教育・啓発に活かせるよう協力や支援を行う」と記載しており、そういった協力・支援が行えるよう県内の消費者団体の活動内容について、当然把握していくべきと考えている。

(委員)

現状の到達点の記載がなく、3年間の進捗状況について管理できるものを記載してほしい。

(事務局)

26～27年度の2年間の取組みを評価し、28年度の次期計画策定時には検討できるよう対応していきたいと考えている。

(議長)

計画がどの程度実行されたのかを、3年後くらいに報告してもらえると考えてよいか。

(事務局)

次回の計画を策定する28年度には数値を出さないと検討できないと思われるため、28年度には示したい。

(議長)

1年毎の見直しや報告は考えているのか。

(事務局)

消費者庁でも、教育部局との連携や、各自治体の連携・協働、消費者教育の拠点化といった基幹となる施策を今後の課題事項としていることから、県でもやれるところからやっていきたい。

高齢者に対する教育は、出前講座などでセンターが直接行えるが、学校ではセンターが直接行うというより、先生方に消費者問題について学習していただく、といったステップを踏んでいきたいと考えている。P15(4)に教員研修会への講師派遣とあるが、消費者教育を行える教員を養成していきたい。

P14に「消費者教育の担い手の育成」とあるが、現時点では担い手の育成が進んでおらず、3年間でどのくらい活動が積みあがっていくのか予想がついていない状況である。そのため、具体的な数値目標は掲げず、努力していく項目を前面に出した計画となっている。

この計画により基本的なところを積み上げていき、次期消費者基本計画で数値目標を掲げられるような状態に持っていきたい。

(委員)

北海道・東北で初めて、といったことで非常に苦労されていると思う。既に策定された東京都の計画を見ると、学校現場でヒアリングするほか、企業の教育についても現状把握してまとめている様子である。今の到達点を押えておかないと、来年どうすべきか判断できない。分かる範囲でよいので、学校現場における消費者教育の到達点や企業での取り組みなど、もう少し幅広く現状分析してほしい。

(議長)

計画を具体的に実施するにあたっては、現場との連携が必要になると考えるが、ニーズを把握するなどの予定はあるか。

(事務局)

事前にニーズを把握し、そのニーズに合った活動をしていきたい。

(委員)

ライフステージ毎の取組みの中では、消費者教育の担い手を育成する、といった視点が全くない。教育の担い手をライフステージ毎にはどのように育成していくのか。

(事務局)

県のセンター職員が、例えば子ども向けの講座ができるように研修を受けるなど、県のセンターを中心に考えているが、県のセンターだけではなく、関係機関や消費者団体などが担えるようにしていく必要があるだろうから、その点は検討させてもらいたい。

(委員)

長期的なことを考えると、幼児期の子供が将来、消費生活社会の担い手になっていくわけであり、そういった部分を入れていいのではないか。

(事務局)

教えられた人が、次の担い手になっていくということを最終的には想定しているため、どのような表現になるかは分からないが、頭に入れておきたい。

また、P14の(4)に記載している「関係機関との連携・協力」や「教育研修会への講師派遣」といったことも、担い手として関係機関に広めていく、との意味を含んでいる。

(委員)

幼児自身が、幼児期に消費について気付くことも多いはず。そういった意識を小さいうちから持つよう周りの大人が心がけるといった、自ら育つといった視点も必要だろう。

また、できるところから、といったスタンスは理解できるが、優先的に取り組みたいと考えている事項は何か。例えば、DVDを今年度中に配布するとの話があったが、教材があると教員はやりやすい。消費生活に関する授業は、年間5～6時間しかなく、わずかな時間であるからこそ濃い内容のものを子供たちに教育していかなければならない。そのために教材として良いものを提供していきたいと教員は考えている。補助としてDVD等の教材は役に立ち、教員も「やれそうだ」と感じる。そのように優先的に取り組める事項が他にないか。

(事務局)

P14の「教員研修会への講師派遣」については、県教育センターと今年度既に打ち合わせを行っており、各教育事務所や市町村教育委員会を訪問し、自主研究グループ等へ研修に講師を派遣できるよう取り組んでいきたい。

また、P16の「PTA活動等への消費生活出前講座」について、今年度後半に県PTA連合会を訪問して、講座が実施できるよう話をしてきたいと考えている。

(委員)

P14の消費生活コーディネーターとして具体的にどのような人を想定しているのか。

また、P17金融広報委員会との連携についての項目で数値が出ているが、単年度の数値なのか、3ヵ年での数値なのか、どちらか。

(事務局)

コーディネーターは、消費者団体や事業者、福祉など関係者が連携できるようにつないでいく人である。コーディネーターについては国でも具体的に検討しているところであり、来年度以降、研修に参加するなどして、活動できるように取り組んでいきたいと考えている。

また、金融広報委員会での数値は、単年度のものである。

(議長)

コーディネーターには資格などを与えて動き回ってもらうということか。

(事務局)

コーディネーターの仕組み、人材確保などは国で今後の検討課題としており、国の動きを見ながら考えていきたい。

(委員)

養成するのはいいことだが、コーディネーターの具体的な役割が継続していかないと、選ばれた方々も意識を持って進めていくことが難しい。役割や人数などをしっかり考え、コーディネーターを活かしてほしい。

(委員)

市町村で推進計画の策定が努力義務とされている。県として、市町村との連携や支援などについて書き込む必要があるのではないか。

(事務局)

先日、13市が集まった消費者行政関係の会議では、市町村は県の動きをみてから、と考えているよ

うだった。来年度以降、市町村でも検討を始めるだろう。市町村の支援などについて計画に盛り込むかどうかは検討したい。

(委員)

今年度中に計画を策定するという事なら、講師になる方々を想定して研修をやっていく必要がある。ライフステージ毎に講座で話す内容も違ってくると思われるが、講師になる方々に対し、推進法を踏まえて新たに加えなければならない項目について研修することも、計画の中に具体的に盛り込めると思う。

国でも確定していないところも多いだろうし、予算の面でも何から何までというのは難しいだろうから、具体性をアピールした方が、前に進んでいるということがわかりやすい。よって、講師を養成するための研修をやるのであれば、その点も計画に加えてほしい。

また、母親委員会や保護者会の方にこうした情報を早めに伝えると、反応があると思われる。

(事務局)

検討させてほしい。

(委員)

出前講座は必要とされたときにするのか。教育というのであれば徹底してほしい。時間差なしに末端まで教育を受けられるよう、仕組みづくりをしてほしい。市町村と県の温度差を感じるので、市町村と連携してほしい。

(事務局)

できるだけ積極的にやっていきたい。

(2) 山形県消費者教育推進計画策定のスケジュール(案)について

—事務局説明—

(委員)

パブリックコメントとはどういったものか。

(事務局)

県のHPで計画案を公開し、周知して、県民の方から意見を受け付けるというものである。

(委員)

今日はいろいろな意見が出ているが、12月の時点で最終案を作ってしまうということか。

(事務局)

12月中に今回の意見を反映した案を皆さんへ郵送し、文書の形で意見を伺うと同時に、県民の方からはパブリックコメントで意見を受け付ける。

(委員)

予算が付かなそうなものは方向付けを具体的に行うなど、今日出た意見を反映させたものでないと、そのまま2月の審議会の時点で修正できなくなれば、審議会の意義がなくなってしまう。

(議長)

2月の審議会で見解を述べて、ある程度修正する余地があるのか。結果報告ではないのか。

(事務局)

意見を伺って、修正する必要があるれば修正する。できるだけそれまでにやりとりをして、固めておきたい。

(議長)

他に意見がないか。なければこれで予定していた協議を終了するが。

(委員)

適格消費者団体の研修会を、県の補助金を受けて3月8日に開催するので参加いただきたい。

(議長)

それではこれで協議を終了する。

(以上)